

# 仕 様 書

## 1 業務内容

- (1) 広島市安芸区スポーツセンター（以下「安芸区SC」という。）屋内プール監視及び清掃業務並びにトレーニング室管理運営業務
  - (2) 広島市南区スポーツセンター（以下「南区SC」という。）東雲屋内プールの監視及び清掃業務
- 詳細は別紙「トレーニング室管理運営の概要」「屋内プール監視等の概要」のとおり

## 2 業務に従事する日及び時間

- (1) 就業日  
原則として、南区SC東雲屋内プールは毎週火曜日、安芸区SCは毎週水曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日とする。
- (2) 就業時間  
午前8時15分から午後9時15分までとする。ただし、7月1日から9月30日までは、午前7時45分から午後9時45分までとする。
- (3) 業務実施上必要がある場合には、発注者・受注者協議のうえ同項に規定する日時を変更することができる。  
ただし、改修工事等の実施により業務を要しない場合は、発注者の指示に従うとともに、変更契約を行うものとする。

## 3 業務に共通する留意事項

- (1) 利用者に関すること
  - ア 酒気を帯びた者、医師から運動を禁止されている者、体調不十分と認められるものを入場させないこと。また、広島市スポーツセンター条例第7条に該当する者に対しては、発注者の指示に従うこと。
  - イ 利用者等から苦情が寄せられた場合は、これを適正に対処するとともに、その内容について「要望・苦情連絡票」等の文書により発注者に報告すること。
  - ウ 怪我及び事故が発生した場合は、適切な応急措置をとるとともに、速やかに発注者に報告すること。
  - エ 怪我及び事故の対応並びに指導について、その知識・技能の習得や訓練に努めること。
  - オ 拾得物・紛失物等については、その都度発注者に届け出ること。
- (2) 従業員に関すること
  - ア 従業員は、業務実施にふさわしい衣類（発注者の職員と明確に判別でき、統一したもの）及び職・氏名の記載された名札を着用させること。
  - イ 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。
    - (ア) 公共施設であることを十分に認識し、来館者に対し不快感を与えるような言動は慎むこと。
    - (イ) 自己に与えられた業務内容を十分に理解し、遂行するよう努めること。
    - (ウ) 節度あるきびきびした態度で業務を行うこと。
  - ウ 業務にあたっては、関係法令及び注意事項を遵守し、利用者の安全を確保するとともに、事故が発生しないように配慮すること。
- (3) 運営管理に関すること
  - ア 受注者は、委託業務開始にあたり、業務運営に支障が生じないよう、受注者の責任と費

用をもって前受託者から業務引継ぎを受け、従業員に業務内容等を十分に習得させ、万全の措置を講ずるものとする。

- イ 受注者は、委託業務終了後であっても、後任受注者に対し、受注者の責任と費用をもって業務引継ぎを行うものとする。
- ウ 受注者において、提案書に記載した以外に指導等の提案がある場合は、発注者と協議することとし、利用者及び利用者サービスに関わる取組を積極的に行うこと。
- エ 発注者が実施する事業運営に協力すること。
- オ 発注者が受け入れた実習生等の指導に協力すること。
- カ 営業行為は行わないこと。
- キ 館内での掲示物又は利用者への情報提供等の配布物は、事前に発注者と協議すること。
- ク 火災等の災害が発生した場合は、発注者と協力して利用者の避難・誘導を行うこと。
- ケ 1日の業務終了時には、用器具を整理整頓し、機器及び照明の電源を切り、戸締りを確認すること。
- コ 電気・冷暖房設備管理委託業者その他委託業者との連絡・調整を密に行うこと。
- サ 業務に使用する器具、洗剤及びその他薬品等は優良品を使用し、業務開始前に見本を提出して発注者の承認を得ること。
- シ 使用した器具、資材は、指定した場所に整理して格納すること。

#### 4 報告事項等

- (1) 受注者は、本業務に従事する従業員を定め、事前に住所、名前、資格等を記載した従業員名簿を、資格証の写し及び必要な経歴書とともに提出すること。従業員に変更があった場合も同様とする。

また、従業員の中から、プール監視等業務に統括責任者、統括副責任者及び主任監視員を、トレーニング室管理運営業務に現場責任者、現場代理責任者及び主任トレーナーを定め、従業員名簿に記載すること。統括責任者、統括副責任者は主任監視員の中から、現場責任者及び現場代理責任者は主任トレーナーの中から、選任するものとする。

この責任者等は、各施設のプール、トレーニング室ごとに定めるものとする。
- (2) 警備業法の認定を証する書類の写しは、契約締結後速やかに提出すること。
- (3) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出し、月間計画書は前月の25日までに(4月分については、契約締結後速やかに)提出し、それぞれ発注者の承認を受けること。
- (4) 委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日(休館日の場合には翌日)前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日(3月分については3月31日)までに発注者の確認を受けるものとする。
- (5) 蘇生法(AED含む)及び救助法の研修を年1回以上行い、実施計画書及び報告書を提出すること。
- (6) 利用者等から苦情が寄せられた場合は、これを適正に対処するとともに、その内容について「要望・苦情連絡票」等の文書により発注者に報告すること。
- (7) 拾得物、紛失物等については、その都度発注者に届け出ること。

#### 5 費用の負担等

- (1) 受注者は、委託業務に必要な限りで、従業員の控室等として発注者の施設の一部を使用することができる。
- (2) 受注者は、受注者の負担により安芸区SCにおいては、AEDを2台以上(プール、トレーニング室に各1台以上)、南区SC東雲屋内プールにおいてはAEDを1台以上設置しなけ

ればならない。

- (3) 環境調査及び炭酸ガスの測定に使用する器具（水温計、温湿度計、ガス検知器等（炭酸ガス検知管等消耗品は除く））は、発注者が受注者に貸与する。
- (4) 貸与期間中に前号の器具が故障又は破損等になった場合、受注者の負担においてこれを原状回復しなければならない。ただし、当該故障又は破損等の原因が受注者の責めに帰するものでない場合はこの限りでない。
- (5) 水質検査に使用する器具（残留塩素濃度測定器等）は、受注者の負担において準備する。
- (6) 委託業務を行うために要する費用のうち、次のものは発注者の負担とする。

ア 光熱水費

イ 用器具の小修繕に要する物品及びメンテナンスに要する消耗品（ただし、清掃に係る物品、洗剤及びその他薬品等は除く。）及び備品

ウ トイレットペーパー

エ 血圧計、体脂肪計、ランニングマシン等の記録紙及びイヤースセンサー

オ 発注者が作成した所定の様式書類

## 6 保険の加入

受注者は、契約締結後、不慮の事故に備え、次の条件以上の賠償責任保険に速やかに加入し、加入後直ちに保険証書の写しを発注者に提出すること。

賠償金 1事故3億円 1名1億円

## 7 提案書に記載した内容の履行について

受注者は、プロポーザル申請時の提案内容について、発注者の承認を得た後で、誠実に履行すること。ただし、仕様書の内容は遵守することとする。

必要に応じて、内容を記載。

## 8 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議するものとする。

また、仕様書に定めのない事項は、発注者・受注者協議のうえ決定し、受注者は、その事項につき必要に応じて関係書類を提出するものとする。

## ※ 抜粋（3、(1)ア関係）

広島市スポーツセンター条例第7条

（入場の制限）

第7条 次の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることがある。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理運営上支障があると認められる者

## トレーニング室管理運営の概要

### 1 従業員

(1) 受注者は、従業員として主任トレーナー、トレーナーを置くものとする。従業員は、意欲と業務能力及び業務に必要な資格を有する者を充てることとし、その資格基準は次のとおりとする。

#### ア 主任トレーナー

通算3年以上のトレーナー業務の経験を有し、次のいずれか、または同等の資格を有する者。

(ア) 公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定「健康運動指導士」「健康運動実践指導者」

(イ) 中央労働災害防止協会認定「ヘルスケアトレーナー」「ヘルスケアリーダー」

(ウ) 公益財団法人日本スポーツ協会認定「コーチ1」「コーチ2」「教師」「上級教師」「コーチ3」「コーチ4」「スポーツプログラマー」「アスレティックトレーナー」

(エ) 公益財団法人日本体育施設協会認定「トレーニング指導士」

(オ) 教育職員免許法第4条に規定する「中学校保健体育教諭普通免許状」「高等学校保健体育教諭普通免許状」

(カ) (ア)～(オ)以外の資格者を主任トレーナーとする場合は、事前に発注者の承認を得ること。

#### イ トレーナー

最近5年以内に1年以上のトレーナー業務の経験を有し、トレーニングに必要な技術や専門知識を有する者。

(2) 受注者は、トレーニング室内に2名以上、原則として主任トレーナー及びトレーナーを配置するものとし、本仕様書の業務内容、施設、設備、利用状況など総合的に考慮のうえ、業務遂行に必要な人員を配置するものとする。

(3) 従業員の交代時は業務連絡を緊密にし、業務に支障を来たさないよう留意すること。

### 2 業務の概要

(1) 受付業務（トレーニング室内）

レシートの確認、入室規制、案内等を行う。

(2) 監視、指導業務

ア トレーニング室内を常に巡回しながら、利用者に即した用器具の正しい使用方法を説明、助言、指導し、必要に応じて、補助を適切かつ安全に行うこと。特に、フリーウエイトの利用に際しては、細心の注意を払うこと。（主な用器具は別紙のとおり）

イ 発注者の定める機器の使用制限を利用者に説明し、使用制限となる機器は使用させないこと。

ウ 初めての利用者に対しては、特に留意して機器の使用方法等の説明、指導を行うこと。

エ 利用者から希望があれば、体力測定を実施すること。

オ 発注者が作成している既存の目的別等トレーニングメニュー以外のものを作成し利用者に提供する場合は、事前に発注者と協議すること。

(3) 清掃業務

ア 始業時までにはトレーニング室の床の塵埃を掃除機、モップ等により除去すること。

イ 開館中、床に付着した汗や汚れは、速やかに拭き取ること。

ウ トレーニング機器（鏡、マット等を含む）の汗及び塵埃を随時、除去すること。

エ 汗処理用タオルは、常に清潔に保つよう随時交換補充すること。なお、汗処理用タオル等の洗濯に使用する洗濯機は、発注者の所有する洗濯機を発注者の使用に支障のない範囲内で使用することができる。

オ ゴミは、広島市の定める分別区分に従い収集し、利用者や職員に不快感を与えることなく衛生的に管理し、清掃業務委託業者と調整のうえ処理すること。

#### (4) 管理業務

##### ア 用器具の保守管理

(ア) 常に用器具を良好で安全な状態に保つため、始業時に各用器具の動作・安全確認を行うこと

(イ) 必要に応じて注油や調整等軽微な修繕を行うこと。

(ウ) 開館中においても機器の作動状況を注視し、機器の不具合を発見した場合も同様とする。

(エ) 専門業者等の修繕が必要と判断される場合は、使用禁止等の表示を行い発注者に報告すること。

(オ) 各用器具(発注者の賃貸借物件を除く)の細部にわたる総合点検を別紙点検表により年2回以上行い、点検結果を報告すること。

イ 始業時及び終業時に、更衣室及びシャワー室の室内点検及び照明の点灯・消灯を行うこと。また、指導業務に支障のない範囲内で更衣室を巡回し、事件・事故の防止等に努めること。

ウ 室内環境管理については、発注者と電気・冷暖房管理委託業者に連絡調整を行い、快適な環境に保つようにすること。

エ 時間ごとの利用者数等の記録管理を行うこと。

オ その他トレーニング室の管理について、必要に応じて発注者と協議・調整を行うこと。

### 3 事故が発生したときの処置

- (1) 事故が発生したときには、ただちに救助にあたるとともに、発注者に連絡すること。
- (2) 事故者に人工呼吸等の救急措置を行い、救急隊に引き渡すまで救助活動を続けること。
- (3) 利用者の整理にあたること。
- (4) 事故処理後は、事故発生報告書を発注者に提出すること。

## 屋内プール監視等の概要

### 1 監視員等の心得

- (1) 監視にあたっては、人命尊重を第一とすること。
- (2) 自己の体調を整え、随時入水可能な状態にしておくこと。
- (3) 救急用具を常に整備し、事故発生時の対応、蘇生法及び救助法の訓練を定期的に行うこと。
- (4) 利用者へは誠意をもって対応すること。

### 2 監視体制

- (1) 主任監視員は、次に定めるいずれかの資格者とし、常時配置すること。
  - ア 日本体育施設協会水泳指導管理士
  - イ 日本赤十字社水上安全法救助員
- (2) 主任監視員は、本仕様書及びプール施設に係る関係法令等を遵守し監視を行うとともに、常に安全な監視等を行うよう監視員に周知徹底すること。
- (3) 主任監視員は、監視員を指揮・監督し、発注者との連絡調整を図るため、常時1名監視室内に配置すること。
- (4) 主任監視員は、常勤職員（臨時雇用者でないもの）とすること。
- (5) 監視体制は、主任監視員1名がプール内を見渡せる監視室で監視し、監視員はタワー監視1名、プールサイド・更衣室・巡回等の監視1名、計3名（うち1人以上は女性）を配置して、死角のないように配慮すること。

ただし、利用者数が多い場合、適正な人数の監視員を配置すること。
- (6) 監視員は監視業務に適した健康な者を配置すること。
- (7) プール監視は、注意力の低下をきたさないようにすること。
- (8) 監視場所、タワーの設置場所等プールの構造を十分に考慮したうえで監視体制の配置図を作成し、監視にあたる者に周知徹底すること。
- (9) 監視員の交代時は業務連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないよう留意すること。
- (10) 受注者は、監視員に警備業法に基づく必要な教育を受けさせること。

### 3 監視業務

- (1) 監視に係る注意事項
  - ア 2.5mプール、小プール及びプールサイド等の監視を行うこと。
  - イ 2.5mプールの収容人員は150人、小プールは30人と考えるので、超過が見込まれる場合は速やかに発注者に報告し、収容人員を超えての入場はさせないこと。特に夏期のうち入場者が収容人員を超えると予想される日は、時間帯による総入れ替え制をとることもあるので、この期間や時間帯等は発注者と協議すること。

小プールでは、保護者（監督能力を有すると認められる者）1人に対し、原則として幼児（3歳以上で義務教育就学年齢未満の者）2人まで入場を認めるため、保護者が必要数同伴しているか否かを見極め入場させること。

また、幼児は保護者とともに小プールしか利用させないこと。
  - ウ 水着を着用していない者の入場と、水泳帽子を着用していない者の遊泳はさせないこと。

なお、水着は、他の利用者に対して、危害が及ぶ恐れがある装飾的な付属物がない物とする。
  - エ 色つきバンドの着用について

- (7) 介添者が利用する際は、被介添者の安全を確保するために、原則として（本人が了承の場合）介添者の手首に所定の色つきバンドの着用を求めること。
- (1) 未就学児が小プールを利用する際は、未就学児の安全を確保するために、原則として（保護者が了承の場合）手首に所定の色つきバンドの着用を求めること。
- オ 眼鏡をかけたままで入水させないこと。  
ただし、止むを得ない事情がある場合は、利用者の状況を判断し、プラスチックレンズ仕様で、脱落防止等の対策を講じた後、入水させてもよいものとする。
- カ 遊泳中に危害が及ぶ恐れがある物（眼鏡、腕時計、ピアス、突起物のある指輪、アクセサリ等の装飾品）を装着して入場させないこと。
- キ ビート板、ヘルパー、ストロークブイ等の練習用補助具以外の遊具（浮き輪、ビーチボール等）を携帯して入場させないこと。また、カメラ、携帯電話、水中メガネ等プール内に落ちて破損する恐れのある物は、携帯して入場させないこと。  
ただし、練習や取材等のために発注者が必要と判断したものは入場させるものとする。
- ク プールサイドへのセームタオル及びタオルの持ち込みはよいが、プール水内で利用させないこと。
- ケ 水泳用ポータブル・オーディオプレーヤーは、次の条件付きで持ち込みを可能とすること。  
(7) プレーヤーは、水泳帽子の中に入れること。  
(1) 音量は、外からの音が聞き取れるレベルとすること。  
(2) 団体利用の際は、指定コース内のみとすること。  
(3) 個人使用の際は、泳ぐ方向を指定しているコース内のみとすること。  
(4) その他、発注者の指示がある場合は、それに従うこと。
- コ リストバンド型活動量計（スマートウォッチ等）は、次の条件付きで持ち込みを可能とする。  
(7) リストバンド型活動量計であること。  
(1) 危険な突起物などがないこと。（シリコンカバー等により安全及び衛生面の対策が講じられているものは除く）  
(2) カメラ機能がないこと。
- サ ウェットスーツを着用する場合は、トライアスロン用の市販の物で、洗浄されており、パウダー、オイル等を使用していない物を使用させること。
- シ プールサイドを走る、コースロープにつかまる、乗る及び潜ってコースを移動する、物を投げる行為や風紀上好ましくない行為など、他人に迷惑になることはさせないこと。
- ス 飛び込み、潜水、肩車、逆立ち等の危険な行為や悪ふざけ、他人に迷惑をかける行為をさせないこと。
- セ プール室、監視室、更衣室等で食品を食べさせないこと。  
ただし、水分補給用の飲料については、次の条件付きで持ち込みを可能とする。  
(7) ペットボトル等、倒れてもこぼれない容器を使用していること。  
(1) 所定の場所で保管・摂取すること。
- ソ 入水に先立ち、シャワーを使用させ、化粧・整髪料・サンオイル・ボディローション等を十分に洗い落とさせること。
- タ プール及び付属施設、設備、備品等の保全・管理には留意すること。
- チ 夏期の混雑時には、安全確認のため、1時間を目安にプールサイドに遊泳者をあげ、水底の巡視をすること。利用者にはこの時間に休憩をとらせるようにし、この時間を利用して、利用案内、注意事項等の放送を流すこと。また、この間の休憩時間は、5分～10分くらいを目安とすること。
- ツ その他管理運営上、疑問点や問題点が生じた場合は、ただちに発注者に連絡のうえ処理

すること。

(2) 事故発生時の処置

- ア 監視員は、人工呼吸用補助具及びホイッスルを常時携帯し、事故が発生したときには、ただちに救助にあたるとともに、発注者に連絡すること。
- イ 事故者を引き上げ、保温するとともに人工呼吸等の救急措置を行い、救急隊に引き渡すまで救助活動を続けること。
- ウ 利用者の整理にあたること。
- エ 事故処理後は、事故発生報告書を発注者に提出すること。

#### 4 清掃業務

清掃を行う方法、回数及び時期は別表により行うほか、次のとおりとする。

(1) 日常清掃

- ア 日常清掃は始業時まで及び遊泳終了後とする。なお、業務実施上必要がある場合には、発注者・受注者協議のうえ、この日時を変更することができる。
- イ プールサイド、更衣室等利用者が主に使用する箇所が発注者が指示する部分は、始業時までに清掃を完了するものとする。
- ウ 更衣室、トイレ及びロビー等利用や通行が頻繁で汚損度の高い発注者が指示する箇所は、別表に定める回数のほか、随時行うものとする。
- エ ゴミは、広島市の定める分別区分に従い収集し、利用者や職員に不快感を与えることなく衛生的に保管し、安芸区SCにおいては清掃業務委託業者と調整のうえ処理し、南区SC東雲屋内プールにおいては収集までの間の散乱や放火防止に留意して、週1回以上廃棄物処理業者へ引き渡すものとする。

(2) 定期清掃

- ア 定期清掃に従事する日時については、発注者の業務に支障のない日時とし、別途発注者・受注者協議して定めるものとする。
- イ ブラシ等を使用する場合は、内壁及びタイル等を傷めないよう丁寧に行うこと。
- ウ プールの水替えは年2回以上とし、その方法は下記のとおりとする。
  - (ア) 水抜き後、プール本体内、プールサイド、バランシングタンク、プールフロア及びコースロープを洗剤で洗浄する。
  - (イ) 器具庫内は、全ての機材を搬出して洗剤で洗浄する。
  - (ウ) 窓ガラス（高所ガラスを除く。）を清掃する。
  - (エ) ビート板等を風通しの良い所に干す。なお、カビのあるものは、塩素系洗剤につけた後に干す。
  - (オ) プール水の水抜き、給水及び止水は電気・冷暖房等の運転及び保守点検を行う業者（以下「電気・冷暖房管理委託業者」という。）が行うこととする。
  - (カ) (オ)以外に水道水を使用するときは、電気・冷暖房管理委託業者と連携をとり、誰が給水、止水を行うのかを決めて事故のないように注意すること。

#### 5 保温業務

安芸区SCの屋内プールにおいては、4月及び11月から3月まで、プール水の温度を保つため、遊泳終了後に速やかにプールにシートを張り、翌開場時にはプールからシートを取り除くこと。

#### 6 その他の日常業務

- (1) 開場前には、所定の点検表にそって始業点検をし、不備があるときは適宜対処すること。

また、コースロープ張りやタイマーのセット等開場の準備をすること。

- (2) 1日3回以上(午前1回、午後2回、利用者の多いときは適宜行うこと。)の水質検査(残留塩素測定)と1時間毎の環境調査(プール水温、室温及び湿度、更衣室室温)を定期的に行うとともに、1時間毎の利用者数を調べ、これらを日誌に記録すること。

なお、水質検査及び環境調査の数値が基準値を超えた場合又は超えるおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、関係する委託業者と連携するなど適切な措置を講じること。

- (3) 1か月に1回炭素ガス測定(空気中の二酸化炭素含有率測定)を発注者が指示する箇所で行うこと。
- (4) 更衣室及びトイレの巡回を定期的に行うこと。
- (5) 必要に応じ、更衣室やシャワー等の利用者の補助、指導にあたること。
- (6) プール及び更衣室内等の遺失物の有無の確認を行うこと。遺失物が発見されたときは、ただちに発注者に届け出ること。
- (7) 利用終了後は、点検表にそって終業点検をし、不備があるときは適宜対処すること。またコースロープやタイマーの解除等開場前の状態に戻すこと。

## 安芸区スポーツセンタートレーニング室の主な用器具

- 1 筋力トレーニングマシン
  - (1) ショルダープレス 1台
  - (2) チェストプレス 1台
  - (3) フライ 1台
  - (4) ハイプーリー 1台
  - (5) シーテッドローイング 1台
  - (6) アームエクステンション 1台
  - (7) ロータリートルソー 1台
  - (8) レッグプレス 1台
  - (9) トータルヒップ 1台
  - (10) レッグエクステンション 1台
  - (11) レッグカール 1台
  - (12) バックエクステンション 1台
- 2 ランニングマシン 4台
- 3 サイクルトレーナー 7台
- 4 ステップマシン 1台
- 5 フリーウエイト器具類 相当数
- 6 リラクゼーションマシン 数台
- 7 その他測定器具など

※機器の台数は、故障や不具合などにより変動することがある。

## トレーニング器具 各点検項目の具体的作業内容

点検項目	具体的内容
本体フレーム	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」等を確認。
回転部	「破損」、「変形」、「錆」、回転軸はスムーズに動くか等確認。
溶接部	接合部分に異常がないか確認。
ボルト・ナット・ネジ	「紛失」、「破損」、「変形」、「緩み」等を確認。
ベアリング	「破損」、「変形」、「錆」、回転軸はスムーズに動くか等確認。
モーター	「異常音」、「きしみ」、「異臭」、「部品の消耗度」等を確認。
ベルト類	「亀裂」、「消耗度」を確認。
電気系統	「通電状態」、「断線」、「破損」等を確認。
カバー	「破損」、「亀裂」、「変形」、「錆」、「汚れ」等を確認。
コントロールボックス	動作確認と合わせて、操作盤の状態を確認。(プリンタを含む)
負荷ユニット	負荷ベルトの磨耗状態を確認。
手すり	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」等を確認。
ハンドル	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」、「高さ・角度の調整具合」等を確認。
グリップ	「紛失」、「破損」、「変形」等を確認。
サドル・ペダル	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」を確認。
イヤーセンサー	脈拍が正しく測定できるかの確認。取付部分は正常に取付可能かの確認。
高さ等調節装置	調節レバーは正しく作動するかの確認。スムーズに調節できるかの確認。
ロープ	「破損」、「亀裂」、「消耗度」を確認。
ワイヤー	「破損」、「亀裂」、「ささくれ」、「消耗度」等を確認。
キャンバス	「破損」等を確認。
レーザー	「破損」、「ひび割れ」、「変色」、「汚れ」を確認。
ライナー材	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」、「消耗度」等を確認。
メッキ	「剥離」、「錆」、「汚れ」等を確認。
漏電チェック	漏電の有無の確認。
走行ベルト	「偏り」、「張り具合」、「消耗度」等を確認。
チェーン	「錆」、「汚れ」、「消耗度」等を確認。必要に応じてホコリの除去、グリスアップを行う。
滑車	「破損」、「変形」、「錆」、「汚れ」等を確認。
ウエイト	「破損」、「亀裂」、「変形」、「錆」、「汚れ」等を確認。
ウエイト調整ピン	「破損」、「変形」、「錆」等を確認。
底部ゴム・緩衝ゴム	「紛失」、「破損」、「磨耗」等を確認。
ブレース	「破損」、「変形」、「ゆるみ」、「錆」等を確認。
負荷変動カム	「破損」、「変形」、「錆」等を確認。
キャスト	「破損」、「変形」等を確認。
ドレン(水抜き弁)	余分な水分が溜まっていないか、「破損」、「変形」等を確認。
ホースの配管	確実に接続されているか、「破損」、「変形」等を確認。
負荷調節ボタン	負荷の増減が確実にできるか、「破損」、「変形」等を確認。
負荷表示パネル	負荷値が適確に表示されているか、「破損」等を確認。
エアシリンダー	エア漏れがないか、「破損」、「変形」、「錆」等を確認。
補助タンク	エア漏れがないか、「破損」、「変形」、「錆」等を確認。

※点検項目は各機器に対応した点検項目を実施すること。

別表

安芸区スポーツセンター

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
プールサイド	日常清掃	陶磁器タイル	床を洗い流す	1/日	311日	386.00 m <sup>2</sup>	
	定期清掃	陶磁器タイル	床をブラシ又はポリッシャーで洗い磨く	1/週	52日	386.00 m <sup>2</sup>	
プール	日常清掃	陶磁器タイル	プール内浮遊物・水底沈殿物を除去する	1/日	311日	365.00 m <sup>2</sup>	

【専用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
器具庫	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	3/年	3日	20.00 m <sup>2</sup>	

別表  
東雲屋内プール

No. 1

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
玄関ホール (2階ロビー)	日常清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/日	311日	54.81 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/日	311日	54.81 m <sup>2</sup>	
			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/日	311日	54.81 m <sup>2</sup>	表示面積は床の面積
			什器・備品類を拭く	1/日	311日	54.81 m <sup>2</sup>	表示面積は床の面積
			扉、ガラスドアを拭く	1/日	311日	14.77 m <sup>2</sup>	
廊下 エレベーターホール (2F廊下) (3F廊下) (3Fホール)	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分・ワックス掛け)する	4/年	4日	54.81 m <sup>2</sup>	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	54.81 m <sup>2</sup>	
			床を掃く(防塵)	1/日	311日	85.03 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/日	311日	85.03 m <sup>2</sup>	
階段	日常清掃	弾性床材	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/日	311日	85.03 m <sup>2</sup>	表示面積は床の面積
			床を表面洗浄(部分・ワックス掛け)する	4/年	4日	85.03 m <sup>2</sup>	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	85.03 m <sup>2</sup>	
			扉・ガラスドアを拭く	1/月	12日	1.60 m <sup>2</sup>	
			床を掃く(防塵)	1/日	311日	3フロア	
階段	定期清掃	弾性床材	床を拭く	1/日	311日	3フロア	
			手摺りの清掃	1/日	311日	3フロア	
			床を表面洗浄(部分・ワックス掛け)する	4/年	4日	3フロア	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	3フロア	

別表

東雲屋内プール

No. 2

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 2~3F	日常清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/日	311日	59.25 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/日	311日	59.25 m <sup>2</sup>	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/日	311日	7 個	
			衛生陶器を清掃する	1/日	311日	14 基	
			洗面台、鏡を清掃する	1/日	311日	10 台	
			トイレトペーパー、水石鹸を補充	1/日	311日	5 所	
湯沸室	定期清掃	陶磁器タイル	床を洗剤洗いする	1/月	12日	59.25 m <sup>2</sup>	
			床を掃く(防塵)	1/週	52日	3.62 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/週	52日	3.62 m <sup>2</sup>	
シャワールーム 更衣室	日常清掃	弾性床材	腰・足洗い場、シャワー室の清掃	1/日	311日	10 基	
			床を掃く(防塵)	1/日	311日	40.20 m <sup>2</sup>	
	定期清掃	弾性床材	床を拭く	1/日	311日	40.20 m <sup>2</sup>	
			洗面台、鏡を清掃する	1/日	311日	5 台	
プールサイド	定期清掃	陶磁器タイル	床を洗剤洗いする	2/月	24日	40.20 m <sup>2</sup>	
			床を洗い流す	1/日	311日	528.57 m <sup>2</sup>	
			床をブラシ又はポリッシャーで洗い磨く	1/週	52日	528.57 m <sup>2</sup>	

別表  
東雲屋内プール

No. 3

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
プール	日常清掃	陶磁器タイル	プール内浮遊物・水底沈殿物を除去する	1/日	311日	390.50 m <sup>2</sup>	
観覧室	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	93.05 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/週	52日	93.05 m <sup>2</sup>	
会議室	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	4/年	4日	93.05 m <sup>2</sup>	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	93.05 m <sup>2</sup>	
			床を掃く(防塵)	1/週	52日	42.91 m <sup>2</sup>	
			床を拭く	1/週	52日	42.91 m <sup>2</sup>	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	4/年	4日	42.91 m <sup>2</sup>	
駐車場・車路	定期清掃	コンクリート	床を剥離洗浄する	1/年	1日	42.91 m <sup>2</sup>	
建物の外周・犬走り	定期清掃	石材 アスファルト	拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	3/週	156日	452.53 m <sup>2</sup>	
			拾い掃きする	1/月	12日	82.02 m <sup>2</sup>	
バルコニー	定期清掃	石材 アスファルト	拾い掃きする	1/週	52日	121.64 m <sup>2</sup>	
			床を洗浄する	1/月	12日	121.64 m <sup>2</sup>	

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
器具庫	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	4/年	4日	51.27 m <sup>2</sup>	

